

## 令和元年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日(木) 午前10時から10時34分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第19号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	小俣敏孝

## 7. 会議の概要

議長 いよいよ梅雨明け間近というところですが、日光が本当にいつか、いつかというような感じですが、本日も委員全員の方にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第8回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

1番、加藤虎三委員さん、3番、町田幸広委員さん、ご兩名にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第19号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第17号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目は全て畑、現況地目も全て畑で、申請面積は合計で495平方メートルです。なお、本申請の事業計画全体敷地面積は、隣接する宅地3.04平方メートルを含む498.04平方メートルです。

申請者は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は集合住宅用地であります。



務局の指導で追認による転用許可申請している経緯があるので、今回はそのようなことがないように願い、委員の皆様のご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、加藤委員さん、お願いいたします。

加藤委員 補助委員の加藤です。

荒船さんと一緒に回ってみましたところ、前回の、第1回目の建物も正確にできているので、今回も問題無いように見受けられますので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩させていただきます。よろしく申し上げます。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時10分

議 長 それでは、再開いたします。

質疑のある方はお願いしたいと思います。

〔なし〕

議 長 よろしいですか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第17号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第18号番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第18号番号1についてご説明いたします。

議案第18号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は203平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、秩父市所在の法人です。譲渡人は、議案書にございますとおり、秩父市在住の方であります。申請理由は、

建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図2—1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほど上部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校から北に約80メートルのところが申請地になります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第18号番号1について、担当推進委員として事務局から議案書をお預かりしましたので、農地転用許可申請、農地法第5条について、申請書並びに添付書類を精査し、去る20日の土曜日に、補助委員の富田委員と同行し、現地調査を9時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、町立横瀬中学校の北方約80メートルに位置し、隣接地の西側は住宅で、東側は南北に通る町道沿いです。

現地調査をするに当たり、譲渡人の連絡先が添付種類から確認できませんでしたので、添付されている公図の写しに、本案件の申請地北側に譲渡人が所有する借家がありましたので、連絡先を訪ねようとしたのですが、借家は解体中で、譲渡人とは連絡がとれませんでしたので、立会人なしで現地調査を実施させていただきました。

調査対象の畑には、収穫前の野菜が実っており、畑の境界線には垣根が植栽されていて、第三者が所有する農地等への影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、富田委員さん、お願いいたします。

富田委員 今回上程されました議案第18号番号1につきまして、去る20日の日に荒船推進委員さんとともに現地確認をしてまいりました。

地主さんの立ち会いは得られませんでしたので、現状までの経緯などの詳細について不明な点はありますけれども、農地に隣接する北側の住宅は長らく空き家でありました。老朽化も激しく、今回取り壊されて、今は更地になっております。住宅に囲まれた農地なので、影響を及ぼす周辺農地はありません。また、排水も問題はないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

はい。10番、武藤委員。

武藤委員 1点質問なのですけれども、一昨日この付近で草刈り作業をしていたところ、重機が入って大きなダンプが入って工事をやっていたのですけれども、それはさっき言うところの空き家のところの工事だったのですか。それとも、あそこへかなりの重機が入っていたのですが、確認をしたいと思えます。

議長 7番、富田委員。

富田委員 今のご質問にお答えいたしますと、私は、あその先に私のうちのブドウ畑がありまして、よく通るもので、最近も何回かあそこを通っているのですけれども、やっぱり空き家の解体のほうの事業で、その重機です。

議長 よろしいでしょうか、ただいまの件。今回の申請地についての重機とは一切関係ないと、こういうことですね。

富田委員 はい。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質疑はありますか。

〔「なし」〕

議長 それでは、質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。上程中の議案第18号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第18号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第18号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号番号2についてご説明いたします。

議案第18号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は882平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、保育園の建築用地で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図2-2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町総合福祉センターの南東約110メートル、苧米コミュニティ広場の西側のところが申請地になります。

この農地について、賃借権の設定をして保育園の建築用地として転用したい申請でございます。今申請につきましても、隣接する宅地に工場として建築されていた建物を改築し、申請地にかかる農地部分の一部増築、その他の部分を園庭、駐車場用地として利用する計画でございます。

なお、保育園経営に加え、一部絵本カフェ、小学生の学習教室も計画しているとのことです。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第18号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

私の都合で、去る23日9時に、補助農業委員の若林委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。

現地は、事務局の説明にもあったとおり、苧米のコミュニティ広場の町道を隔てた西側ですね、それが場所になります。23日に現地に行ったときには、申請者とその義理の母親が草刈りをしているところでした。そこで一応いろいろな話を聞いたのですが、内容的には事務局から説明のあったとおりです。特にこういう場所ですので、周辺農地への影響は少ないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の9番、若林委員さん、お願いいたします。

若林委員 9番、若林です。

議案第18号番号2、当該地の転用につきましては、平沼委員さんと7月23日に現地調査を行いました。本案件につきましては、譲受人及び譲渡人におきまして、事業実施に関する問題はないと思われま。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。  
続きまして、質疑に移りたいと思います。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時25分

議長 それでは、再開いたします。  
質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第18号番号2につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第18号番号2につきまして、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

日程第5、議案第19号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

会議規則第11条の規定によりまして、6番、小室委員さんの退席をお願いいたします。

〔6番小室寿徳委員退席〕

議長 議案第19号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について説明いたします。

令和元年7月10日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農



地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにありました。この通知に基づき、今回、議案書にあります12筆7,131平方メートルの農地について、「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

この農地は、所有者にも意思確認を行い、既に山林化した農地ではありますが、担当推進委員さんと担当補助委員さんが、現地確認を行い、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等における農地に該当するか否かを判断するものです。判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないものと判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第19号について、担当推進委員として事務局から議案書をお預かりしましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について、添付書類を精査し、去る19日の金曜日に補助委員の小室委員と同行し、現地調査を15時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、西武鉄道秩父線の横瀬車両基地南側の隧道を通り、道なりに木の間地区を武甲山方面に約1キロ進行したところに、「百一たんぼ」の道標が道路脇に設けられていて、さらに山道を進行すると、西側に雑草、灌木類が生い茂っていて、棚田的な田の痕跡は確認できるが、田として原形をとどめていないのが現状で、農地法第2条第1項に、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいうと定義づけられていて、その判断基準は、土地の事実関係に基づいて、客観的な視点で、土地の位置や利用の経緯、現況等を総合的に考慮して判断し、農地に該当しない場合は、農地関連の税制保護措置を受けることができないし、非農地と判断された農地については、農地法の規制対象外の土地になるので、土地所有者本人が法務局に地目変更登記の申請をすることで登記地目が農地以外の地目に変更されるという。

したがいまして、横瀬町から依頼通知である「農地」に該当するか否かの判断につきましては、田の所有者9名ですが、審議後には、3名の方の田は所有者不明の農地になるかと思えます。

なお、平成23年4月に、森林法改正により、森林の土地所有者は、市町村長へ事後届け出が必要になることを申し添えさせていただきまして、委員皆様のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。本来でしたら、補助委員の説明をしていただくわけですが、6番の小室委員さんは退席中でございます。

よって、所見を省略させていただきます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

質疑に移ります。質疑はいかがでしょうか。よろしいですか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第19号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について、現況調査を行った担当委員より報告がありました。

当該農地については、既に森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断し、農地には該当しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第19号の農地につきましては、農地に該当しないことに決定いたしました。

6番、小室委員の入場をお願いします。

〔6番小室寿徳委員着席〕

議長 それでは、6番、小室委員に報告を申し上げます。

ただいま審議をいたしましたところ、議案第19号については、全員賛成をもって、「農地」に該当しないことに決定いたしました。よろしく願いいたします。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長

異議なしと認めます。

よって、そのような処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(午前10時34分)